

○熊本県港湾管理条例別表に掲げる別に知事が定める額

(平成4年7月29日告示第543号)  
改正 令和8年2月13日告示第133号

熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)別表に掲げる別に知事が定める額を、次のように定め、平成4年8月1日から施行する。

なお、昭和41年9月20日熊本県告示第658号は、平成4年7月31日限り廃止する。

1 港湾施設用地(使用期間が1月未満)

(1) 電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設の使用料 40円70銭

(2) その他の使用

港湾名	使用料の額					
	甲地区			乙地区		
三角港	A	円 55	銭 00	A	円 40	銭 70
	B	73	70	B	62	70
八代港	A	55	00	A	40	70
	B	73	70	B	62	70
水俣港	A	33	00	A	28	60
	B	39	60	B	36	30
熊本港	A	55	00	A	—	—
	B	73	70	B	—	—
本渡港	A	36	30	A	33	00
	B	46	20	B	40	70
その他の港湾	A	28	60	A	—	—
	B	35	20	B	—	—

2 港湾施設用地(使用期間が1月以上)

(1) 電柱類を設置した者以外の者による当該電柱類への電線その他これに類するものの架設の使用料 444円

(2) その他の使用

港湾名	使用料の額					
	甲地区			乙地区		
三角港	A	円 50	銭 00	A	円 37	銭 00
	B	67	00	B	57	00
八代港	A	50	00	A	37	00
	B	67	00	B	57	00
水俣港	A	30	00	A	26	00
	B	36	00	B	33	00
熊本港	A	50	00	A	—	—
	B	67	00	B	—	—

本渡港	A	33	00	A	30	00
	B	42	00	B	37	00
その他の港湾	A	26	00	A	—	—
	B	32	00	B	—	—

備考

- 船舶を利用する旅客及び貨物の運送業、移出及び輸出入資材の加工業並びに漁業のための施設(事務所・待合所・貯木場・加工場・網干場等)の敷地に使用するときはA項を、その他の目的に使用するときはB項を適用する。
- この表における甲地区及び乙地区の区域は、土木部河川港湾局港湾課、所管地域振興局及び港管理事務所において所管する図面に表示する。

改正文 抄

- 平成6年5月1日から施行する。

改正文(平成12年3月31日告示第326号)抄

- 平成12年5月1日から施行する。

改正文(平成17年7月1日告示第855号)抄

- 平成17年7月1日から施行する。

改正文(平成23年3月31日告示第349号の9)抄

- 平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月17日告示第26号)

平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月17日告示第324号)

令和元年10月1日から施行する

附 則(令和8年2月13日告示第133号)

- この告示は、令和8年4月1日から施行する。

- この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。